

# 最低制限価格制度の改正について

☆令和元年10月1日以降の公告及び指名通知発送の案件より、  
一部改正しますのでお知らせします。

(改正部分は、赤字で表示しています。)

## 土木系積算工事の案件

最低制限価格(税抜) = {平均入札額 + 予定価格(税抜) × 2} / 3 × 88%

## 建築系積算工事の案件

最低制限価格(税抜) = {平均入札額 + 予定価格(税抜) × 2} / 3 × 90%

※ 平均入札額は、予定価格(税抜)の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。ただし、予定価格(税抜)の88%~~85%~~未満の入札書は、予定価格(税抜)の88%~~85%~~とみなして計算する。

※ 予定価格(税抜)の88%~~85%~~に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。

※ 最低制限価格(税抜)に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。

問い合わせ先  
阿南市総務部総務課  
電話 0884-22-3804